

2024年10月5日

令和6年度 臨時総会議案書

開催日時：令和6年10月5日 11:00～12:00

開催場所：第七小学校体育館

【1号議案 PTA会費の増額（案）】

PTA会則 第三章第5条内容

PTA財源であったバザーがPTA役員・委員に重い負担となっており、ふれあいひろばの存続にまで影響している。この機にバザーの廃止を検討。

又、昨今の物価高の影響も大きく進級祝いや卒業祝いの物品をこれまでと同等に継続していく事を考慮し、家庭毎に月額200円より250円へ増額を検討。

【2号議案 役員定数の変更（案）】

PTA会則 第四章第7条内容

過去数年の実績を考慮し、役員定数の減数を検討。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 ~~3~~ 2名
4. 会計 ~~4~~ 2名

【3号議案 会計監査委員の選出方法についての明記（案）】

PTA会則 第五章第11条内容

実態として前期会計役員が次期会計監査委員を担当している。

選出はこれまでと同様にて総会にて行うものの、会計役員は合計2年と明記がないため変更を検討。

【4号議案 総会の開催方法（案）】

PTA 会則 第六章第14条内容

現状、招集による開催であることを前提に記載あり。昨今の状況を踏まえ、書面又は招集にて行えるよう変更を検討。

【5号議案 実行委員会の構成（案）】

PTA 会則 第七章第15条 第3項内容

教職員代表に関しては必要に応じて参加するよう検討。

【6号議案 立候補の期限（案）】

PTA 会則 第十一章第23条 第4項内容

《会員は誰でも立候補できますが、その場合3日前までに氏名と役職を書面で指名委員会に届け出る必要があります。》

運営上の理由から、10日前までにへ変更を検討。

【7号議案 役員・委員規定の変更（案）】

・任期の明記

役員、委員長の任期の明確化。

選出より概ね翌年4月末までを任期とし、新・旧引継作業完了をもって任期満了とする。

・本部役員の免除範囲拡大

本部役員の成り手不足の解消を目的に、永年免除に地区委員を含めることを検討。

但し、地区に人がいない場合は地区委員のみこの限りではない事を記。

令和7年より施行するとし、令和元年度本部役員より適用を検討。

・バザー廃止に伴うバザー委員・バザー委員長の廃止

バザーを行う事が重い負担となっており、ふれあいひろばの存続に関わっている。

又、リサイクルショップや販売アプリの普及により家庭での不用品への考え方にも変化がみられる。

これらの事由から【ふれあいひろば】の存続を優先させバザーの廃止を検討。

廃止に伴い、バザー委員・バザー委員長に関する内容を廃止。

【8号議案 PTAのしくみの変更(案)】

- ・委員総会の誤字訂正・・・全会員から全委員へ変更
- ・実行委員会の定数変更・・・教職員2名より1名へ変更
- ・各委員選出方法誤字訂正・・・会則第8章第19条から第8章第20条へ変更
- ・PTA会費変更・・・1号議案可決内容による。(月額200円→250円)
- ・役割と活動内容変更・・・運動会・ふれあいひろばを追記。バザー担当廃止

【9号議案 1～9号議案内容に伴う会則・細則・規定の変更(案)】

- ・PTA会則 第三章 第5条 会費の改正
- ・PTA会則 第四章 第7条 役員定数の改正
- ・PTA会則 第四章 第8条 選挙細則、役員・委員規定の追記
- ・PTA会則 第五章 第11条 会計監査委員について
- ・PTA会則 第五章 第14条 総会の開催方法改正
- ・PTA会則 第七章 第15条 第3項 教職員代表の参加条件改正
- ・PTA会則 第九章 第21条 内容に変更なし。章と条番号の入替
- ・PTA会則 第十章 第22条 内容に変更なし。章と条番号の入替
- ・PTA会則 第十一章 第23条 第3項 立候補期限を10日前へ変更。
- ・PTA会則 第十二章 第24条 第七小学校 PTA 追記
- ・PTA会則 付則 大阪狭山市立第七小学校 PTA 弔意規定追記
- ・PTA会則 改正履歴 臨時総会追記
- ・第七小学校 PTA 個人情報の取扱いに関する細則 【別紙1】を追記
- ・大阪狭山市立第七小学校 PTA 弔意規定 【別紙2】を追記
- ・役員・委員規定
【別紙3】を追記
任期追記
本部役員免除範囲改正
バザー委員・バザー委員長廃止
適用範囲追記
- ・第七小学校 PTA のしくみ
【別紙4】を追記
全委員へ改正
教職員定数及び出席条件を改正
各委員選出方法の章と条番号の訂正
PTA会費の改正
役割と活動に運動会とふれあいひろば追記
バザー担当廃止